

評議員・役員報酬等規程

社会福祉法人 愛敬会

（趣 旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛敬会（以下「法人」という。）定款第8条、第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法第45条の35第1項の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。
費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

（報酬の決定基準、報酬額及び支給方法）

第3条 理事及び監事に対しては、定款第21条の規定に基づき、報酬等を支給することができる。

- 2 評議員の報酬は、無報酬とする。
- 3 監事とその職務に従事したときには、別表で定める報酬（日額）を年間報酬総額の範囲内においてその都度支給する。
- 4 報酬は、全額を通貨で直接本人に支給するものとする。
ただし、本人から申し出があったときは、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 5 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支給する。

（費用弁償の種類及び金額）

第4条 役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として法人の旅費規程

に基づき、旅費を支給する。

- 2 前条の規定にかかわらず、役員等が職務により評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会その他の会議に出席したときは、日当として別に定める額を支給する。
- 3 役員等が、遠隔地から前項の会議に出席するため、特別の経費を要する場合には、法人の旅費規程に定める基準に準じてその費用を支給することができる。
- 4 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長が発する会議招集通知によることができる。

（支給の方法）

第5条 前条第2項の日当及び第3項の特別の経費は、役員等が前条第2項の会議に出席する都度、現金により支給する。

（職員である者の特例）

第6条 役員であり、かつ当法人の職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

（公表）

第7条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第45条の35、第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

役員報酬

支 給 対 象	報 酬 の 額	年間報酬総額
理事による内部監査	日 額 10,000 円	50,000 円
監事による会計・事業監査	日 額 20,000 円	200,000 円

費用弁償費

支 給 対 象	費 用 弁 償 額	年間弁償総額
理事会・評議員会出席	1 人 1 回 10,000 円	450,000 円
選任・解任委員会出席	1 人 1 回 10,000 円	100,000 円
業務上の旅行	職員旅費規定を準用し、施設長の欄を適用する	

